

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第20号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和27年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>覚せい剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び<u>覚せい剤取締法施行規則</u>（昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(添付書類)</p> <p><b>第2条</b> 省令第2条第1項（<u>覚せい剤施用機関</u>又は<u>覚せい剤研究者</u>に係るものに限る。）及び省令第10条第1項（<u>覚せい剤原料取扱者</u>又は<u>覚せい剤原料研究者</u>に係るものに限る。）の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>覚せい剤</u>又は<u>覚せい剤原料</u>の保管場所の位置及び構造の概要図</p> <p>(2) 研究に対する研究所の設置者の同意書（<u>覚せい剤研究者</u>又は<u>覚せい剤原料研究者</u>に係るものに限る。）</p> <p>(指定証の返納及び提出)</p> <p><b>第4条</b> <u>覚せい剤施用機関</u>（以下「施用機関」という。）及び<u>覚せい剤研究者</u>（以下「研究者」という。）が、法第10条第1項及び第2項の規定による指定証の返納及び提出をする場合には、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>(氏名又は住所等の変更届)</p> <p><b>第6条</b> 法第12条第2項及び第3項の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>の名称及び<u>覚せい剤研究者</u>の氏名若しくは住所又は研究所の名称の変</p>	<p style="text-align: center;"><u>覚醒剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）及び<u>覚醒剤取締法施行規則</u>（昭和26年厚生省令第30号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(添付書類)</p> <p><b>第2条</b> 省令第2条第1項（<u>覚醒剤施用機関</u>又は<u>覚醒剤研究者</u>に係るものに限る。）及び省令第10条第1項（<u>覚醒剤原料取扱者</u>又は<u>覚醒剤原料研究者</u>に係るものに限る。）の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>覚醒剤</u>又は<u>覚醒剤原料</u>の保管場所の位置及び構造の概要図</p> <p>(2) 研究に対する研究所の設置者の同意書（<u>覚醒剤研究者</u>又は<u>覚醒剤原料研究者</u>に係るものに限る。）</p> <p>(指定証の返納及び提出)</p> <p><b>第4条</b> <u>覚醒剤施用機関</u>（以下「施用機関」という。）及び<u>覚醒剤研究者</u>（以下「研究者」という。）が、法第10条第1項及び第2項の規定による指定証の返納及び提出をする場合には、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>(氏名又は住所等の変更届)</p> <p><b>第6条</b> 法第12条第2項及び第3項の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>の名称及び<u>覚醒剤研究者</u>の氏名若しくは住所又は研究所の名称の変</p>

更届は、別記第4号様式によるものとする。

(施用のための交付書)

**第8条** 法第20条第4項の規定により、医師が覚せい剤を施用のため交付する場合の書面は、別記第6号様式によるものとする。

(指定失効の場合の措置義務)

**第10条** 施用機関及び研究者が、法第24条第1項及び第2項の規定により、指定が失効した場合の覚せい剤の所有高及び譲渡の報告をする場合には、別記第8号様式によるものとする。

2 法第24条第3項の規定により、覚せい剤を処分した場合は、別記第9号様式により報告するものとする。

(県の開設する施用機関の指定証)

**第13条** 知事は、法第35条第2項の規定により、県の開設する病院又は診療所について覚せい剤施用機関の指定を行ったときは、別記第12号様式の指定証を交付する。

**別記第1号様式** (略)

覚せい剤施用機関

廃止届

覚せい剤研究者研究

(略)

第2項

覚せい剤取締法第9条の規定によ

第3項

り、指定証を添えて届け出ます。

(略)

**別記第2号様式** (その1) (略)

覚せい剤施用機関

指定証返納書

覚せい剤研究者

(略)

覚せい剤施用機関

の指定が効力を失ったの

は、別記第4号様式によるものとする。

(施用のための交付書)

**第8条** 法第20条第4項の規定により、医師が覚醒剤を施用のため交付する場合の書面は、別記第6号様式によるものとする。

(指定失効の場合の措置義務)

**第10条** 施用機関及び研究者が、法第24条第1項及び第2項の規定により、指定が失効した場合の覚醒剤の所有高及び譲渡の報告をする場合には、別記第8号様式によるものとする。

2 法第24条第3項の規定により、覚醒剤を処分した場合は、別記第9号様式により報告するものとする。

(県の開設する施用機関の指定証)

**第13条** 知事は、法第35条第2項の規定により、県の開設する病院又は診療所について覚醒剤施用機関の指定を行ったときは、別記第12号様式の指定証を交付する。

**別記第1号様式** (略)

覚醒剤施用機関

廃止届

覚醒剤研究者研究

(略)

第2項

覚醒剤取締法第9条の規定により、

第3項

指定証を添えて届け出ます。

(略)

**別記第2号様式** (その1) (略)

覚醒剤施用機関

指定証返納書

覚醒剤研究者

(略)

覚醒剤施用機関

の指定が効力を失ったの

覚せい剤研究者

で、覚せい剤取締法第10条第1項の規定により、指定証を返納します。

(略)

別記第2号様式(その2) (略)

覚せい剤施用機関

指定証提出書

覚せい剤研究者

(略)

覚せい剤取締法第10条第2項の規定により、指定証を提出します。

(略)

別記第3号様式(その1) (略)

覚せい剤施用機関

指定証再交付申請書

覚せい剤研究者

(略)

き損

指定証をしたので、覚せい剤取締法第11条第1項の規定により、再交付を申請します。

(略)

(注) き損の場合には、き損した指定証を添えること。

別記第3号様式(その2) (略)

覚せい剤施用機関

旧指定証返納書

覚せい剤研究者

(略)

覚せい剤取締法第11条第2項の規定により、旧指定証を返納します。

(略)

別記第4号様式(その1) (略)

覚せい剤施用機関名称変更届

(略)

覚醒剤研究者

で、覚醒剤取締法第10条第1項の規定により、指定証を返納します。

(略)

別記第2号様式(その2) (略)

覚醒剤施用機関

指定証提出書

覚醒剤研究者

(略)

覚醒剤取締法第10条第2項の規定により、指定証を提出します。

(略)

別記第3号様式(その1) (略)

覚醒剤施用機関

指定証再交付申請書

覚醒剤研究者

(略)

毀損

指定証をしたので、覚醒剤取締法第11条第1項の規定により、再交付を申請します。

(略)

(注) 毀損の場合には、毀損した指定証を添えること。

別記第3号様式(その2) (略)

覚醒剤施用機関

旧指定証返納書

覚醒剤研究者

(略)

覚醒剤取締法第11条第2項の規定により、旧指定証を返納します。

(略)

別記第4号様式(その1) (略)

覚醒剤施用機関名称変更届

(略)

覚せい剤取締法第12条第2項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

別記第4号様式 (その2) (略)

氏 \_\_\_\_\_ 名

覚せい剤研究者住所変更届

研究所名称

(略)

氏名を変更した

住所を変更したので、覚せい

研究所の名称の変更があつた

剤取締法第12条第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

別記第6号様式 (略)

覚せい剤交付書

(略)

別記第7号様式 (略)

覚せい剤事故届

(略)

覚せい剤取締法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)	
事故の生じた <u>覚せい剤</u>	(略)
(略)	

(略)

別記第8号様式 (その1) (略)

残余覚せい剤報告書

(略)

覚せい剤取締法第24条第1項の規定により、次のとおり報告します。

覚醒剤取締法第12条第2項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

別記第4号様式 (その2) (略)

氏 \_\_\_\_\_ 名

覚醒剤研究者住所変更届

研究所名称

(略)

氏名を変更した

住所を変更したので、覚醒剤

研究所の名称の変更があつた

取締法第12条第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

別記第6号様式 (略)

覚醒剤交付書

(略)

別記第7号様式 (略)

覚醒剤事故届

(略)

覚醒剤取締法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)	
事故の生じた <u>覚醒剤</u>	(略)
(略)	

(略)

別記第8号様式 (その1) (略)

残余覚醒剤報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第1項の規定により、次のとおり報告します。

(略)	
所有していた <u>覚せい剤</u>	(略)

別記第8号様式 (その2) (略)

残余覚せい剤譲渡報告書

(略)

覚せい剤取締法第24条第2項の規定により、次のとおり報告します。

(略)	
譲り渡した <u>覚せい剤</u>	(略)
(略)	

別記第9号様式 (略)

残余覚せい剤処分完了報告書

(略)

次のとおり残余覚せい剤を処分したので、覚せい剤取締法施行細則第10条第2項の規定により報告します。

(略)
-----

(略)	
所有していた <u>覚醒剤</u>	(略)

別記第8号様式 (その2) (略)

残余覚醒剤譲渡報告書

(略)

覚醒剤取締法第24条第2項の規定により、次のとおり報告します。

(略)	
譲り渡した <u>覚醒剤</u>	(略)
(略)	

別記第9号様式 (略)

残余覚醒剤処分完了報告書

(略)

次のとおり残余覚醒剤を処分したので、覚醒剤取締法施行細則第10条第2項の規定により報告します。

(略)
-----

処分した覚せい剤	(略)
	(略)
	立会覚せい剤監視員氏名

別記第11号様式 (その1) (略)

覚せい剤施用機関報告書

(略)

覚せい剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。

(略)

別記第11号様式 (その2) (略)

覚せい剤研究者報告書

(略)

覚せい剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。

(略)

別記第12号様式 (略)

県の開設する覚せい剤施用機関指定証

(略)

覚せい剤取締法第35条第2項の規定により覚せい剤施用機関として指定したことを証明する。

(略)

処分した覚醒剤	(略)
	(略)
	立会覚醒剤監視員氏名

別記第11号様式 (その1) (略)

覚醒剤施用機関報告書

(略)

覚醒剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。

(略)

別記第11号様式 (その2) (略)

覚醒剤研究者報告書

(略)

覚醒剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。

(略)

別記第12号様式 (略)

県の開設する覚醒剤施用機関指定証

(略)

覚醒剤取締法第35条第2項の規定により覚醒剤施用機関として指定したことを証明する。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の覚せい剤取締法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、この規則による改正後の覚醒剤取締法施行細則の相当する

規定及び様式により提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。